

中央学院大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2022（平成34）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、1900（明治33）年に創設された日本橋簡易商業夜学校を前身とし、1966（昭和41）年に商学部のみ単科大学として設立された。その後、法学部、商学研究科を新設し、千葉県我孫子市にキャンパスをおいて、教育・研究活動を実施している。

今回の大学評価において、大学基準に適合していると認定するが、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーと実態が乖離していることに関連して、個々の基準において改善を要する複数の問題を確認した。つまり、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を一応定めているものの、これらと学生の受け入れ方針等とはつながりが無い。また、学生の受け入れ方針と実際に受け入れた学生の資質や学習歴等とに差があるにもかかわらず、こうした学生に応じた教育、学習支援等が十分に行われていないことを一因として、多数の除籍・退学者を出す状況が続いている。さらに、そうした問題が顕在化しているにもかかわらず、定期的を実施している自己点検・評価においてさまざまな制度・現状の分析が行われておらず、その結果、具体的な改善方策も策定されていないため、入学から卒業に至るまでの一貫した教育の質保証システムが機能しているとはいえ、「内部質保証」に大きな問題がある。

高等教育機関として、その質を自ら保証するための組織を整備し、これを十全に機能させ、在学生、またこれから入学を希望する学生に対して真摯に向き合い、改善に取り組むことが急務である。

1 理念・目的

建学の精神「公正な社会観・倫理観の涵養」を踏まえ、大学全体の教育理念と学部研究科の教育理念が掲げられている。これらに基づき、貴大学は、法学部・商学部に関しては学則に、商学研究科に関しては大学院学則に、それぞれ人材養成に関する目的を定め、どのように教育して社会に送り出すかを明確に示している。また、

それらは、ホームページ、『学生要覧』等により周知・公表されている。さらに、入学式における学長式辞および配付資料、新任教員を対象としたスタート・アップセミナーなどを通じて大学構成員等への周知に努めている。ただし、建学の精神等を個々の学生や教職員の中に、十分に浸透させるためには、さらなる努力が必要である。教育理念等の見直しは、学長の私的諮問機関や各学部の自己点検・評価委員会で検証が行われており、2012（平成 24）年開催の学部長会議で、「建学の精神・教育のビジョン」が示されている。検証内容を実体のあるものにするために、全学的に検討することが、今後の課題である。

2 教育研究組織

建学の精神や「公正な社会観と倫理観の涵養を目指し、徹底した少数教育を通じて実力と創造力を備えた有能な社会人の育成」を目指した教育理念に基づき、現在、商学部商学科、法学部法学科、商学研究科商学専攻（修士課程）の2学部2学科1研究科を設置している。このほかに、社会システム研究所、アクティブセンター、国際交流センター等が設置され、学部・研究科の理念・目的を実現するにふさわしい教育研究組織が整備されている。また、商学部商学科には7コース（商学総合コース、経営コース、国際ビジネスコース、会計コース、経済コース、情報コース、スポーツキャリアコース）、法学部法学科には5コース（司法コース、行政コース、ビジネスキャリアコース、現代社会と法コース、スポーツシステムコース）が設けられ、商学部では2年次から、法学部では入学前にコース選択をすることとなっている。しかし、両学部に設けられているスポーツキャリアコース（商学部）およびスポーツシステムコース（法学部）は、「3つのポリシー」や学問分野との関連性が明らかではない。

教育研究組織の適切性を検証するにあたっては、学部長会、学部教授会、研究科委員会等で日常の教育研究活動を通じて行われているとされるものの、適切な検証が定期的に行われているとはいえない。建学の精神や教育理念とそれぞれのコースがどのように関連しているのか、改めて検証することが必要である。

3 教員・教員組織

専任教員数は、各学部・研究科とも大学設置基準等で定められた必要数を満たしている。また、商学部では、コースごとの主要科目に2名以上の専任教員を配置し、必修科目にできるだけ専任教員を充当させ、法学部では、コースごとに3名のコース委員を配置している。

商学研究科については、研究科担当教員の資格の明確化と適正配置が、「大学院商学研究科担当教員資格審査規程」「教員資格審査規程」に基づいて、人事会議に

中央学院大学

において適切に審議され、系列ごとの主要科目には研究指導教員も配置されており、おおむね研究指導体制も整っている。

教員の募集・採用・昇格に関しては、「中央学院大学専任教員の資格に関する規程」「中央学院人事規程」「中央学院大学専任教員の採用及び昇任に関する手続規程」、さらには学部・研究科ごとに定められた採用および昇任に関する諸規程、実施要領に基づき、公募制を採用し、人事会議を中心とした採用・昇格の手順等によって適切な評価が実施できる体制となっている。また、組織的な役割分担・責任の所在に関しては、学則等において明確にされている。

しかし、貴大学では、採用・昇格の基準等において教員に求める能力・資質等を明示しているが、大学として求める教員像については、漠然とした記述しかなく、具体性に欠けている。また、教員組織の編制方針は、大学全体としても、学部・研究科ごとにも策定されていない。さらに、教員の年齢構成は、61～70歳が全体の37%、50歳以上では各学部とも約66%を占めており、バランスを欠いているうえ、各学部の兼任教員依存率は63～68%と高い。

教員の資質向上を図るための取り組みとして、法学部および商学研究科では年に1～2回研究会を開催しているほか、全学的には教育充実委員会が中心となり、定期的に講演会等を実施しているが、新任教員向けのスタート・アップセミナーを除けば、その回数は1年に1～2回程度で、出席者も専任教員の半数程度に留まっている。また、教員の教育・研究活動については、過去5年間の研究業績がない場合も見られ、科学研究費補助金等外部資金への申請もほとんどなく、全体的に研究活動は不活発である。より実効性のある取り組みを実施し、教員の研究活動を活性化させその成果を教育に結び付けられる仕組みを作ることが必要である。

教員組織の適切性の検証については、「自己点検・評価実施委員会に関する規程」に従って3年半ごとに行うことが定められており、その結果はホームページ等で公開されている。同規程において、検証プロセスを適切に機能させる体制等についても規定されているが、以上のことから、それが実際に正しく機能し改善につながっているとは必ずしもいえない。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

大学全体

建学の精神に則り、学部および研究科ごとに卒業要件・修了要件等を明確にした学位授与方針が設定され、『学生要覧』等に明示している。また、学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針が、学部および研究科ごとに設定されている。これら方

中央学院大学

針はホームページ等によって、大学構成員および社会に公表されている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性は、3年半ごとに行われる自己点検・評価および第二次財政安定化協議会第5部会（大学カリキュラム改編部会）において検証されている。しかし、部会での検証は、基本方針に基づく「10項目の教育改革基本フレームワーク」が示された段階で、まだ具体的な改善につなげるまでには至っていない。また、学部単位での教育目標・学位授与方針の適切性の定期的な検証は行われていない。

商学部

建学の精神に基づき、「豊かな人格形成の基本と基礎的な学力を養い、様々な問題に対し自ら考え、判断できる力を身につける」をはじめとした3項目からなる学位授与方針が示されている。また、「大学で教養を深め専門知識を身につけるうえで必要な事柄を学ぶ」ための3つの教育課程の編成・実施方針がホームページによって明示されている。

教育課程の編成・実施方針の適切性については、各コース会議において、現行の教育課程の編成についての検証とともに、実学の特性という観点から必要に応じて行っている。

法学部

建学の精神の実現を目指し、「人権感覚の育成と共生意識の確立」という教育目標を掲げ、卒業までに身につけるべきこととして、「社会の基礎を形成する法律を学ぶ中で、物事を法律に基づき論理的に考える『法的思考（リーガルマインド）』を身につける」をはじめとした3項目からなる学位授与方針を定めている。また、「豊かな人格形成の基本と基礎的な学力を養う」ことを目的とした教育課程の編成・実施方針も設定され、これらはホームページで明示されている。

教育課程の編成・実施方針の適切性は、各コース会議が、現行の教育課程の見直しとともに検証し、その際には「在学中に『何を学ぶか』そして『いかに学ぶか』の2つの側面を重視し」、「科目の充実、演習科目などの少人数教育の充実」に努めている。

商学研究科

「専攻する会計学系列あるいは経営学系列において、より深く専門的知識を習得し、かつ論理的思考力を身につける」をはじめとした3項目からなる学位授与方針を定めている。また、これに関連させて、学部教育を基礎にして、「一層の専門性や学問の深化をとおした総合性を図」るための教育課程の編成・実施方針がホーム

ページなどで示されている。ただし、『大学院学生要覧・講義要項(シラバス)』では、学位授与方針等の具体的な記載はなく、これらを学生に周知させるに十分ではない。教育課程の編成・実施方針の検証は、学事部会および研究科委員会において行われている。

(2) 教育課程・教育内容

大学全体

各学部とも、幅広い教養教育とキャリア支援等を行う教育課程となっている。また、専門科目においては、各学部とも、一部のコースを除いて、おおむね学位授与方針に整合し、取得可能な免許・資格にも対応しており、総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程を編成している。ただし、貴大学では多様な背景をもつ学生を多数受け入れているにもかかわらず、これに対応した初年次教育等の実施が不十分である。学生の学習歴等に応じた取り組みを充実させることが必要である。

研究科については、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育を行っている。

教育課程の適切性の検証については、自己点検・評価実施委員会および第二次財政安定化協議会第5部会（大学カリキュラム改編部会）が実施するという枠組みは整っている。しかし、検証を通じて課題を明確に把握し、それを改善につなげるまでには至っていない。また、学部単位での検証は行っていない。

商学部

教育課程は、「商学系列科目」「人文・自然系列科目」「外国語系列科目」「体育科目」「留学生：日本語科目及び日本事情に関する科目」「教職課程科目」の科目群から構成されている。専門教育科目を学ぶ前に、「プロゼミナール」や「商学部入門講座」が設けられるとともに、専門教育科目は7つのコースに分けられ、各コースの選択必修科目は他コースの学生も履修できるようになっている。このことによって、より幅広い専門知識を習得でき、2年次から履修できる「演習」はより深い専門知識を学習できるようになっている。また、法学部の科目も履修できるようになっている。

教育課程の適切性は、各コース会議において、教育課程の編成実施・方針に関する検証とともに、社会人の育成という観点も含めて必要に応じて検証している。

法学部

教育課程は、「専門教育科目（コース必修科目・コース選択必修科目A・演習科

中央学院大学

目・社会科学系科目A・教養系科目・学部共通科目)」「外国語科目」「体育科目」「留学生科目：日本語及び日本事情」から構成されている。5つのコースそれぞれに、専門教育科目が設定され、少人数のゼミナールとは別に、コースごとに、模擬法廷教室において学生が行う「模擬裁判」や、現代社会と法コースにおけるフィールドワークなど、特色ある授業を行っている。

しかし、さまざまに工夫していることは認められるが、スポーツシステムコースの教育課程については、問題があるといわざるを得ない。つまり、2013（平成25）年度からの新しい教育課程において、「コース選択必修科目A」にスポーツ関連科目4科目を設置したことで、「社会科学系科目A」において卒業所要単位数が設定されていないことと相俟って、履修の仕方によっては「コース必修科目」以外の法律科目を履修せずに、卒業要件単位を取得できる構造となった。学位授与方針に示される課程修了にあたって修得すべき知識・能力等の学習成果に照らすと、同コースの教育課程は全体としてバランスを欠いているので、教育課程の編成・実施方針の検証を行い、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針と整合した教育課程を編成するよう、改善が望まれる。

商学研究科

貴研究科では、会計事務所や中堅企業の会計に精通した経営管理者や会計専門スタッフ、税理士などの職業会計人を育成することを目的とする会計学系列、地域の起業家や中小企業の経営者、中堅企業のビジネスリーダーを育成することを目的とする経営学系列の2つの系列に分け、より高度な専門性と総合性を兼ね備えた人材を育成するための教育課程を編成している。また、複雑化、多様化する現代社会のニーズ等に対応して、高度な商学理論や専門知識等を修得することを目指して、各専攻分野における専門科目を配置している。さらに、貴研究科では、セメスター制の下で、2年間にわたって修士論文の作成ができるような指導体制をとっている。しかし、日本語能力が不十分な学生に対して開設されている「基礎学力向上講座」が2013（平成25）年度は未開講となっているので、当該講座の再開・充実を図る必要がある。

教育課程の適切性の検証については、学事部会および研究科委員会において行われている。

(3) 教育方法

大学全体

シラバスに関しては、統一した書式で作成されており、単位制度の趣旨に照らした学修が行えるように、準備学修等の項目が設けられているが、授業方法（形態）

が明示されていない。単位制度の趣旨に基づいた単位設定および既修得単位の認定については、いずれも学則において規定されている。しかし、各学部とも、1年間に履修登録できる単位数の上限が、再履修を含め、高いことは問題であるので、改善が望まれる。

授業内容・方法の改善を図るための組織的な研修・研究に関しては、教育充実委員会、特別教育指導センター、教職課程検討委員会等で検討され、全学的委員会として「プライムセミナー将来検討委員会」を立ち上げ、宿泊型の新入生研修（プライムセミナー）の検証やその新しい形態の検討を行っている。しかし、学生による授業評価アンケートが実施されているものの、組織的に活用されておらず、そのほかには、年に2回程度の講演を中心としたものであり、その結果を改善に結び付けているとは判断できない。いずれにしても、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動については、初歩的な段階にありその取り組みの姿勢もきわめて消極的であるため、改善が望まれる。

教育内容・方法の検証に関して、各学部の教務委員会のほか、商学部では資格取得講座運営委員会、検定・資格合格のための企画・運営委員会、プライムセミナー委員会などが、法学部では留学生教育検討委員会、プライムセミナー委員会などが、それぞれ関連するテーマについての議論を重ねている。また、教育課程などの検討はコースごとに、教育内容などの検討は学問系統別に会議体を設け、定期的な議論を行っているが、組織間における権限関係は未整備のままである。授業内容とシラバスの整合性については、学生による授業評価アンケートに基づけば、それなりの効果が上がっているが、学部ごとのFDを実施するなど、さらなる改善に取り組むことが必要である。

商学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において、授業形態に応じた適切な教育方法がとられているといえる。1年次必修科目の「プロゼミナール」に見られるように、教育方法は、少人数教育に基づき、大学で教養を深め、専門知識を身につけるうえで役立っている。

法学部

基礎学力を養うことを目的に1年次に開講する「基礎演習Ⅰ」をはじめとして、「基礎演習」「専門演習」などの演習科目が設けられ、少人数教育の充実が図られている。また、情報処理関連教育では、「情報処理論」を1年次の必修科目に据え、「法学に関する基礎を身につけながら、情報に関する知識が修得できる」ような取り組みもなされている。

中央学院大学

履修指導に関しては、1年次にプライムセミナーや教職員による指導が行われているとされる。しかし、貴学部のスポーツシステムコースについては、教育課程に問題がみられるため、学生に対して、授与する学位（「学士（法学）」）に応じた適切な履修指導を行うことに留意されたい。

商学研究科

各授業科目においては適切な教育方法がとられている。また、研究指導計画に基づき、指導教員によって論文のテーマ選定から修士論文計画書の作成、中間発表、修士論文審査に向けた研究指導も行われている。

研究科のFDについては、2012（平成24）年度より学生による授業評価アンケートを実施し、授業内容とシラバスの整合性を確認するなど、改善のための環境を整えているところである。また、貴研究科の在籍学生において留学生が占める比率が高いことから、「大学院における留学生への効果的教授法」というテーマで研修会を開催している。

教育内容・方法の適切性については、研究科委員会での審議のほか、研究科内に学事部会があり、教育方法に関する定期的な検証を行っている。

（4）成果

全学部

卒業要件は、学則、『学生要覧』等によってあらかじめ学生に明示されている。学生の学習成果を測定するための評価指標として、2012（平成24）年度からGPA制度を導入するとともに、学生に自らの成長度を客観的に把握させ勉学への取り組みなどに改善のきっかけを与えるため、入学時に行う「自己発見調査」に続き、1年後にその成長をはかる「自己プログレスレポート（成長度調査）」を実施している。ただし、GPAが卒業判定の基準とはなっておらず、必ずしも有効に利用されているとはいいがたい。

学位授与に関しては、学則、学位規則に則り行われている。しかし、法学部スポーツシステムコースの教育課程において「コース必修科目」以外の法律科目の履修がなくとも「学士（法学）」の学位を授与することができることについては、その適切性を検証する必要がある。

また、両学部とも、不合格となった科目に対して「再試験」を実施している。しかし、『学生要覧』において、4年次で再試験の対象となる科目の範囲に関する説明が不明瞭であり、実施方法および教育的効果も十分に検証されていないので、再試験のあり方を検証し、適切に運用することが必要である。

商学研究科

修了要件および学位論文審査基準としている「修士号授与合否基準」は2014（平成26）年度から『大学院学生要覧・講義要項（シラバス）』等によって学生に明示されている。学位授与に関しては、大学院学則、学位規程に則り、明確な責任体制のもと、おおむね適切に行われている。しかし、学習成果を測定するための評価指標に関しては、特に何も開発・利用されていない。

5 学生の受け入れ

全学部

学生の受け入れ方針として、商学部では「（前略）ビジネスで得る利潤が、人々の生活・社会の安定・経済の発展に大きく貢献する意義や、身近なビジネスまたはグローバルビジネス等に高い関心のある学生を求める」こと、法学部では「（前略）リーガルマインドの育成に努めている。正義感や公平感に溢れる熱血漢の高校生を求める」ことと定め、ホームページおよび『AO入試要項』に掲載して公表している。しかし、『入試ガイド』『入学試験要項』等には学生の受け入れ方針を記載していない。また、障がいを持つ学生の受け入れについては、『入学試験要項』において「事前相談」を受け付けてはいるが、明確な受け入れ方針は示されていない。

選抜方法は、AO入試、推薦入試、一般入試、外国人留学生試験等の多様な方法を実施している。しかし、一般入試による入学者が占める比率は相対的に低く、AO入試に偏重する傾向が見られる。

貴大学では、学生の受け入れ方針に修得しておくべき知識等の内容・水準を示しておらず、適切な学力測定を行うことなく、受験者を受け入れているのが実情である。しかし、教育面、学生生活面での支援が十分なされないままに、こうした受け入れを継続的に行っていることにより、さまざまなひずみが生じている。ここ数年、多数の除籍者・退学者を出している原因もこうした入学者選抜のあり方にその一端がある。学生の受け入れに関する総合的な分析と対策を早急に行い、実態に即した方針の策定と受け入れを行うことが求められる。

商学研究科

学生の受け入れ方針を「大学教育を終えてさらに高度に知的体系化された学問の方法と専門知識を得て社会にそれを活用することを目的とする人、具体的には、会計・税務の専門知識を習得して職業会計人・税理士を目指す人、国際ビジネスの世界で活躍しようとする人、ゆたかな地域社会づくりのプロモーターとして活躍しようとする人等を求めています」と定め、ホームページなどで公表している。この方針に基づいて、一般入試、学内推薦試験、社会人特別選抜試験、留学生特別選抜

試験が実施されており、入試に関する諸事項を協議・検討するために入試部会が設けられているが、入学者選抜についての基準はない。定員管理については、収容定員に対する在籍学生数比率がここ数年 1.50 とやや高めであり、留年生が多いことを示している。また、2013（平成 25）年度は留学生が入学者 9 名のうち 7 名（78%）を占めているように、留学生の比率がきわめて高く、学生の受け入れ方針に基づいた学生の確保が不十分であり、大学院の本来あるべき姿から少々乖離しかかっている。

学生の受け入れに関する適切性については、入試部会および研究科委員会等において、入試制度の分析、将来に向けた入試制度のあり方などを協議・検討するとともに、学生の受け入れが公正かつ適切に実施されているかどうか定期的に検証されているものの、その成果が結実していない。

6 学生支援

修学支援については、新入生が大学生活にスムーズに入れるようきめ細かな支援を行うこと、生活支援については、教職員、学生相談室、保健センター等の連携を深め、学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮を行うこと、進路支援については、学生が早期に就職への意識を高め、自らの将来に向けて準備を怠ることのないよう、きめ細かな支援を行うことを方針として、各種支援を行っている。しかし、それらの方針が教職員で十分に共有されているとはいえない。

支援の内容として、修学支援については、情報スタディールームを設け、担当スタッフが授業時間外における学生の自主活動をサポートするほか、障がいを持つ学生に対しては、ノートテイクや就労支援のための担当スタッフを就職課に置く等の対応を行っている。経済的支援としても、大学独自の奨学金制度や大規模災害罹災学生に対する学生納付金免除制度等を設けている。

生活支援については、保健センターで、「緊急時対応マニュアル（携帯用）」などを配布し危機管理の促進に努めているほか、学生相談室では「茶話会」等の発達促進的なプログラムや、「新入生アンケート（UPI）」を実施し必要に応じて個人面談を行い、アカデミック・アドバイザー（商学部）または担任（法学部）などへ情報提供をするとともに、これらの活動を「活動報告書」として教職員に配付している。また、関連部署の協力・連携を深めるため、月 1 回「合同カンファレンス」を開催し、情報の共有がなされている。ハラスメント防止のための措置としては、2013（平成 25）年 4 月に「学校法人中央学院におけるハラスメントの防止に関する規程」を制定し、教職員向けの研修会や、学生へのパンフレットの配布等を行っている。

進路支援については、就職部就職課スタッフによる支援とともに、就職委員会における、キャリア支援の基本方針、改善計画等の審議や、キャリア・アドバイザー

制度の実施など組織的に指導・助言が行われている。また、一人ひとりの学生の「成長の記録」をデータベース化し、学生の成長度を客観的に把握できるキャリア・サポートシステムを構築し、学修・キャリア支援を主とした大学生活全般にわたる支援体制を充実させ、学生個々に対してきめ細かな指導を行っている。今後は、「就職」だけでなく、「進学」等も含めたより広いキャリア支援を行うことを期待する。

貴大学では以上のようにさまざまな支援に取り組んでいるが、多様な背景を持つ学生を多数受け入れている事実がありながら、これに対応した履修指導や学習支援等が適切かつ十分に行われていないため、ここ数年、多数の除籍・退学者を出す状況が続いている。学生課、教員、学生サポートセンターのスタッフが「学生カルテ」を共有し、連携して留年・休・退学者の指導にあたっているとされるものの、大学全体として除籍・退学者の理由等の情報収集を行っていないため、理由等の分析に基づく対策が行われていない。学生支援の各種取り組みに対して、教務委員会、プライムセミナー運営委員会、学生委員会、就職委員会等が検証を行い、学生支援の改善・向上に努めているとされているが、学生の受け入れと教育が連動した総合的な分析と対策をとることが喫緊である。

7 教育研究等環境

我孫子市に久寺家キャンパス、つくし野総合グラウンド、館山市に中央学院大学セミナーハウスがある。教育研究環境の整備に関する基本概念は、「コンパクトだが快適かつ機能的なキャンパスの構築」とし、キャンパスが物理的にも、また雰囲気においても学生と教職員が共に寄り添える、居心地の良い学習及び生活空間でなければならないとされている。

図書館には、学生の学習に配慮した環境が整備されている。また、必要な質・量の図書が備わり、16人のコース別選書委員が適宜、教育研究上必要な図書を選書して購入している。ただし、通常の図書館業務は業者に委託して実施しているものの、専門的な知識を有する専任職員が配置されていないので、適切な管理体制をとるよう、改善が望まれる。

専任教員に対しては、教育研究活動を支援するため、研究活動に必要な研究費を個人研究費として支給し、研究室も個室が用意されている。

大学内の施設のバリアフリー化については、優先順位を決めたうえ、計画的な予算措置を図りながら順次、改善を進め、それまで階段のみであった体育館の入口にスロープを設置し、駐車場に身体障がい者用の駐車スペースを4台分、新たに設けるなどの改善を行った。これは、前回の大学評価の際に付された提言によるものである。

8 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献に関する方針はないが、学則第1条「国家的・社会的要請に応じ、産学協同の立場に立って広く知識を授け人格の陶冶に努めると共に、深く専門の諸科学を教授研究し併せて有為の人材を育成することを目的とする」に則って活動している。

貴大学では、地域社会等との連携・協力としてさまざまな方法が模索されているが、地域貢献としては、キャンパスのある我孫子市と包括協定を締結し、地域発展に資する施策の検討を行い連携して実行している。そのほかには、周辺5市と11大学により構成された「コンソーシアム東葛」により、産学官民の連携による地域開発を目指す取り組みを行っている。さらに、生涯学習センター（アクティブセンター）を設置し、大学の持つ高度な知識を広く地域社会に提供し、地域社会との交流を深めることを目的とした公開講座「オープン・カレッジ」を開講しており、大学が生み出す知識・技術等を社会に還元しており、おおむね適切に実施されている。

社会連携・社会貢献に関する適切性は、3年半の間隔で行われる自己点検・評価によって検証されているが、実質化したものではない。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

寄附行為、学則、大学院学則、各学部教授会規程等に基づき、学長、学部長、研究科長、教育職員、職員が置かれ、権限等が定められており、学長、学部長については、「学長選任に関する規程」「商学部長の任期及び選任に関する規程」「法学部長選挙規程」「法学部長の任期に関する規程」「大学院研究科長選任規程」等に基づき適切に選任されている。

事務組織については、「学校法人中央学院事務組織規程」に基づき、7つの部署のほかに、アドミッションオフィス、大学評価・研究支援室等が設置されている。しかし、事務組織は、これまで行われた多くの改編により、組織として落ち着いた側面があることが認識されており、この点は課題である。また、「中央学院大学事務組織規程」「中央学院大学事務局事務分掌規程」が制定されているものの、「学校法人中央学院事務組織規程」と齟齬をきたしており、改善することが望まれる。事務職員の資質向上のための取り組みについては、さまざまなテーマを設定し、学内外から選定した講師による研修会等を実施するほか、学外団体が主催する研修会へ参加している。ただし、外部での研修会等に参加することにより、他大学との比較検討を行い、業務の改善に役立てる努力はしているが、十分に効果を発揮するには至っていない。

予算執行のプロセスについては、法人財務部において、各部署が事業計画に基づ

いて積算した予算要求書を精査し、理事会で作成された予算原案を経営会議（理事長、常務理事、学長等）で調整し、最終的には理事会、評議員会で審議・決定されている。予算執行については、そのプロセスを明確にし、適正な運営に努め、毎年各部署から提出される事業報告書により、経営会議、理事会が検証してはいるが、改善に向けての具体的な方策はまだ整えられていない。また、私立学校法（第 37 条第 3 項）に定める監事監査のうち会計監査については、監査法人と連携を図りながら実施され、監事から理事会、評議員会に対して監査報告書を提出しており、業務監査については、監事が理事会および評議員会に出席し意見等を述べている。

貴大学では、寄附行為、「学校法人中央学院経営会議規程」「学校法人中央学院起案規程」「中央学院大学委員会設置規程」および各学部教授会規程等に、意思決定プロセス、権限・責任等を明示しているが、中・長期の大学運営のあり方を明確にした管理運営方針は定められていない。各規程から判断する限り適切な管理運営がなされているといえるが、管理運営に関する検証プロセスについては準備段階にあり、改善につなげるまでには至っていない。また、職員からの意見を吸い上げて改善につなげていく等の仕組みも持っておらず、改善プロセスにおける制度は不十分である。

(2) 財務

中・長期計画において財務の改善方針が示されているが、具体的な実行案の策定までには至っていない。帰属収支差額比率は「文他複数学部を設置する私立大学」の平均に比べて下回っている。また、貸借対照表関連の自己資金構成比率、流動比率、総負債比率も劣位にあり、改善は進んでいない。他方、大学ベースでは教育研究費比率は「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ上回っており、教育研究環境への配慮がうかがえる。また、人件費比率も低く、大学ベースでは帰属収支差額比率のプラスを維持している。しかし、2011（平成 23）年度以降、入学者の減少に伴い、大学においても、学生生徒等納付金収入が減少傾向となっている。

2013（平成 25）年度決算において法人全体で帰属収支差額が支出超過となっており、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合が高い水準にあること、「要積立額に対する金融資産の充足率」も低く推移していることから、今後は帰属収入の増加策の実行と経費の削減による帰属収支差額の改善に向け早急に対応する必要がある。そのためには、法人としての具体的な中・長期財政計画の策定と確実な実行、そして年度ごとの見直しが望まれる。

10 内部質保証

大学の教育理念のもとに、教育・研究についてその質の向上を図ること、国際化

や少子高齢化など社会の変化に応じ必要な変革を行うこと、財政の改善を図ること、を方針として、内部質保証に取り組むこととしている。また、「中央学院大学自己点検・評価実施委員会に関する規程」を制定し、これに基づいて発足した自己点検・評価実施委員会により、3年半ごとに点検・評価作業が実施され、その結果については『点検・評価報告書』として発行している。さらに、情報公開に関しては、学校教育法施行規則によるもの、財務関係書類、自己点検・評価の結果がホームページ等で公開されている。

このように貴大学では、諸活動における検証と見直しのためのシステムは形式的には整っている。また、2008（平成20）年から学長主催の「アドバイザリーボード」を実施し、学外者等の意見を大学運営に反映する取り組みを行っている。しかし、この意見交換会は、内部質保証に接続するような機能を果たしていない。さらに、教職員が、内部質保証システムを十分に認識したうえで大学の諸活動に取り組んでいるとはいえ、検証システムが機能しているとはいえない。つまり、貴大学における最大の問題である、入学試験、教育内容、単位認定、成果測定を連動させようとして、教育の質を検証し、それを改善に結び付けるような努力がなされていない。現状では、学力での選抜が実質的になされないまま入学した学生が、「学士」としての質を十分に保持しないまま、卒業時における再試験の実施により、卒業することを容認している。また、多数の除籍・退学者を出しているながら、理由把握と分析、それに基づく対策を十分に行っていない。さらに、文部科学省および認証評価機関からの指摘事項に対しては、改善に取り組んではいるが、一部については適切な対処にまでは至っていない。

貴大学は、質保証に関わる枠組みを用意してはいるものの、さまざまな問題が生じるに至り、今後、教育の質を保証するために適切な検証を行うことが強く求められる。在籍学生および入学を希望する学生に対し、必要な質保証を行う体制を整備し、真摯に対応するよう是正されたい。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列記する。

なお、今回提示した各指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善勧告」についてはその改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2018（平成30）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

一 努力課題

1 教員・教員組織

- 1) 過去5年間の研究業績がない教員が散見され、科学研究費補助金等外部資金への申請もほとんどなく、全学的に研究活動が不活発であるので、改善が望まれる。

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育課程・教育内容

- 1) 2013(平成25)年度から実施されている法学部スポーツシステムコースの教育課程は、「コース選択必修科目A」にスポーツ関連科目4科目(「キッズスポーツ論」「スポーツ経営論」「トップスポーツ論」「ライフスポーツ論」)を設置したこと、「社会科学系科目A」に卒業所要単位数が設定されていないことから、「コース必修科目」以外の法律科目を履修せずに卒業要件単位を取得できる構造である。課程修了にあたって身につけるべき知識・能力等の学習成果を定める学位授与方針に照らして、バランスを欠いた教育課程であるので、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針と整合した教育課程を編成するよう、改善が望まれる。

(2) 教育方法

- 1) 再履修を含めた1年間に履修登録できる単位数の上限が、商学部は1年次55単位、2～4年次56単位、法学部は1年次59～60単位、2年次58単位、3年次57～58単位、4年次59単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。
- 2) FD活動については、全学的な研修の機会を設けてはいるものの教員の参加は少なく、その必要性を十分に共有できていないので、学部・研究科ごとの課題を抽出し改善を図るための取り組みを実施するよう、改善が望まれる。
- 3) 法学部スポーツシステムコースでは、授与する学位(「学士(法学)」)に応じた履修が行われるよう十分に留意し、指導を充実させるよう、改善が望まれる。

(3) 成果

- 1) 商学部、法学部において実施されている再試験について、『学生要覧』における4年次に対象となる科目の説明が商学部では「不合格となった全科目」、法学部では「原則として全科目」と表現していることは適切でないうえに、実施方法および教育的効果について十分な検証がされているとはいえないことから、再

中央学院大学

試験制度のあり方を検証し、制度を適切に運用するよう、改善が望まれる。

3 学生支援

- 1) 多様な背景を持つ学生を受け入れているにもかかわらず、各々の状況を把握し、それに応じた学習支援等を適切に行っていないため、多数の除籍・退学者を生み出している。学生の受け入れ、教育、学習支援等の総合的な検証を実施し、その結果に基づき、必要な支援体制を構築し機能させるよう、改善が望まれる。

4 教育研究等環境

- 1) 図書館には、専門的な知識を有する専任職員が配置されていないので、改善が望まれる。

5 管理運営・財務

(1) 財務

- 1) 中・長期的な財務の改善方針はまとめられたが、具体的な施策を含んだ中・長期の財政計画の策定は、まだ行われていない。帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合が200%を超えて増えつつしていることや、「要積立額に対する金融資産の充足率」が30%台であることなどから、法人ベースでの財政基盤の確立が急務である。そのためには、法人としての具体的な中・長期財政計画の策定と確実な実行、そして年度ごとの見直しが必要である。

二 改善勧告

1 内部質保証

- 1) 貴大学では定期的に自己点検・評価を実施しているものの、その結果を全学的に検証し、大学全体にフィードバックして改善に結びつける仕組みが構築されていない。特に3つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）は実態に即したのではなく、方針に基づく検証システムが機能しているとはいえない。教育の質に関する問題が複数生じていることから、早急に内部質保証システムを構築するよう、是正されたい。

以 上